

平成 24 年 4 月から

# 介護保険料が改定されます

■問い合わせ先 高齢障害課介護保険係 (☎ 82-1172)

○第 1 号被保険者 (65 歳以上の人) の介護保険料が変わります

第 1 号被保険者の保険料は 3 年に一度改定されます。この度改定される保険料は、平成 24 年度から 26 年度までの保険料です。



## ●保険料の算出方法

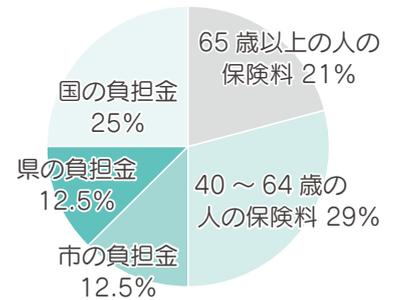
平成 24 年度から 26 年度までの介護保険のサービスの総費用額を、平成 21 年度から 23 年度までの費用額の実績や要介護認定者数の推計により算出し、この総費用額の 21% を第 1 号被保険者が負担することになります。

年度	総費用額	高齢者人口(65 歳以上)	要介護認定者
18～20	10,991,026,420 円	17,510 人	2,742 人
21～23	13,190,780,858 円	18,145 人	3,280 人
24～26	16,413,337,000 円	19,861 人	3,830 人

※平成 18～22 年度は実績数値、平成 23～26 年度は見込みです。

※高齢者人口と要介護認定者数は最終年度末の人数です。

《総費用額の負担割合》



## ●所得段階別保険料 (表中の が基準額)

○基準額の見直し 介護保険基準額 (年額) が 46,920 円から 58,800 円に変更

○所得段階の細分化 所得に応じた負担となるよう保険料の段階を 9 段階から 11 段階に細分化

該当者		平成 23 年度 保険料(年額)	該当者	平成 24～26 年度 保険料(年額)	
生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者		第 1 段階 (基準額 × 0.5) 23,460 円	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	第 1 段階 (基準額 × 0.5) 29,400 円	
市民税非課税 世帯全員が	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	第 2 段階 (基準額 × 0.5) 23,460 円	市民税非課税 世帯全員が	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	第 2 段階 (基準額 × 0.5) 29,400 円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える	第 3 段階 (基準額 × 0.75) 35,190 円		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下	第 3 段階 (基準額 × 0.7) 41,160 円
課税者 世帯内に市民税	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	第 4 段階 (基準額 × 0.9) 42,228 円	課税者 世帯内に市民税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える	第 4 段階 (基準額 × 0.75) 44,100 円
	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える	第 5 段階 (基準額) 46,920 円		本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	第 5 段階 (基準額 × 0.9) 52,920 円
本人が市民税課税	合計所得金額が 125 万円未満	第 6 段階 (基準額 × 1.1) 51,612 円	本人が市民税課税	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える	第 6 段階 (基準額) 58,800 円
	合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満	第 7 段階 (基準額 × 1.25) 58,650 円		合計所得金額が 125 万円未満	第 7 段階 (基準額 × 1.1) 64,680 円
	合計所得金額が 200 万円以上 700 万円未満	第 8 段階 (基準額 × 1.5) 70,380 円		合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満	第 8 段階 (基準額 × 1.25) 73,500 円
	合計所得金額が 700 万円以上	第 9 段階 (基準額 × 1.75) 82,110 円		合計所得金額が 190 万円以上 450 万円未満	第 9 段階 (基準額 × 1.5) 88,200 円
			合計所得金額が 450 万円以上 700 万円未満	第 10 段階 (基準額 × 1.75) 102,900 円	
			合計所得金額が 700 万円以上	第 11 段階 (基準額 × 2.0) 117,600 円	